

第21号議案

文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第十一号

文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則の一部を改正する規則

文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則（平成十六年一月文京区教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「文京区立教育センター設置条例（平成九年三月文京区条例第十三号）」を「文京区教育センター条例（平成二十六年十二月文京区条例第三十一号）」に改める。

第二条第二号中「文京区個人情報の保護に関する条例（平成五年三月文京区条例第六号。以下「個人情報保護条例」という。）第二条」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項」に改め、同条第三号中「第二条」を「第二条第二項」に改める。

第十五条第一項を次のように改める。

操作者は、個人情報保護法及び情報公開条例第二十六条の規定により、教育機関が保有する情報を適切に管理しなければならない。

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則（平成十六年一月文京区教育委員会規則第一号）新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、情報セキュリティに関し必要な事項を定め、文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月文京区条例第十三号）に規定する幼稚園、小学校及び中学校並びに<u>文京区教育センター条例（平成十六年十二月文京区条例第三十一号）</u>に規定する教育センター（以下「教育機関」という。）の保有する情報資産を脅威から保護し、情報セキュリティの確保を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 個人情報 <u>個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報</u>をいう。</p> <p>三 行政情報 文京区情報公開条例（平成十二年三月文京区条例第四号。以下「情報公開条例」という。）<u>第二条第二項に規定する行政情報</u>をいう。</p> <p>四～十二 略</p> <p>(情報の取扱いの原則)</p> <p>第十五条 <u>操作者は、個人情報保護法及び情報公開条例第二十六条の規</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、情報セキュリティに関し必要な事項を定め、文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月文京区条例第十三号）に規定する幼稚園、小学校及び中学校並びに<u>文京区立教育センター設置条例（平成九年三月文京区条例第十三号）</u>に規定する教育センター（以下「教育機関」という。）の保有する情報資産を脅威から保護し、情報セキュリティの確保を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 個人情報 <u>文京区個人情報の保護に関する条例（平成五年三月文京区条例第六号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>第二条に規定する個人情報をいう。</p> <p>三 行政情報 文京区情報公開条例（平成十二年三月文京区条例第四号。以下「情報公開条例」という。）<u>第二条に規定する行政情報</u>をいう。</p> <p>四～十二 略</p> <p>(情報の取扱いの原則)</p> <p>第十五条 <u>情報は、情報公開条例第二十六条及び個人情報保護条例第十</u></p> |

| | |
|---|--|
| <p>定により、教育機関が保有する情報を適切に管理しなければならな い。</p> <p>2 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p> | <p>条の規定により適切に管理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> |
|---|--|